

湯上市 第4期障害福祉計画

(案)

目次

1 基本理念等

- ①法令根拠
- ②趣旨
- ③基本理念

2 基本目標と計画期間

- ①基本目標
- ②計画期間及び見直しの時期

3 計画の位置づけ

4 障がい者(児)の状況

- ①人口の推移
- ②身体障がい者(児)の状況
- ③知的障がい者(児)の状況
- ④精神障がい者(児)の状況

5 障害福祉サービス全体像・サービス体系

- ①全体像
- ②障害福祉サービスの体系

6 目標の実現に向けた施策の方向

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がい者の地域生活への移行
- ③障がい者の地域生活の支援拠点等の整備
- ④福祉施設利用者の一般就労への移行

7 分野別方策と見込量

- ①訪問系サービスの充実
- ②日中活動系サービスの充実
- ③居住系サービスの充実
- ④相談支援の充実
- ⑤地域生活支援の充実(障がいに関する事業)

8 資料編(用語説明)

1 基本理念等

①法令の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」という)
第88条

②趣旨

障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう
障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

③基本理念

「健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまちづくり」

障がいのある人が地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるよう、障がいのある人の能力を活かした生活を支援することが求められています。

そのためには、だれもが障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、障がいのある人が地域の中で、自立しながら安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制を構築しなければなりません。

潟上市では、障がいのあるすべての人が地域の中で自立して生活できるよう、潟上市障害者計画で掲げられた「健やかで安心して暮らせる、健康と福祉の町」という基本理念のもとに、障害者総合支援法に基づき、従来の障がい福祉サービスの再編を図り、各障がいに共通する一元的なサービス提供体制の構築を図ります。とくに、相談支援や移動支援、意思疎通支援等の地域生活支援事業、就労支援に重点的に取り組みます。

2 基本目標と計画期間

①潟上市は、前述の基本理念に基づき次の4つの基本目標を設定します。

基本目標	1	訪問系サービスの充実
基本目標	2	日中活動系サービスの充実
基本目標	3	居住系サービスの充実
基本目標	4	地域生活支援の充実

②計画期間及び見直しの時期

1) 計画期間

第1期障害福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

第2期障害福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

第3期障害福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

第4期障害福祉計画

始期：平成27年4月1日

終期：平成30年3月31日

2) 見直し時期

平成29年度において、第4期障害福祉計画に係る必要事項の見直しを行い、第5期障害福祉計画を策定します。

3 計画の位置づけ

潟上市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条において策定を定められており、国の基本方針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と定義されています。

「潟上市障害福祉計画」は「潟上市障害者計画」の中のサービス基盤整備計画として位置付けられます。

「潟上市障害福祉計画」と「潟上市障害者計画」の関係

障害者計画

障害者基本法第9条の3

計画期間：中長期(概ね5～10年程度)

多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策など)

障害者福祉計画

障害者総合支援法(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

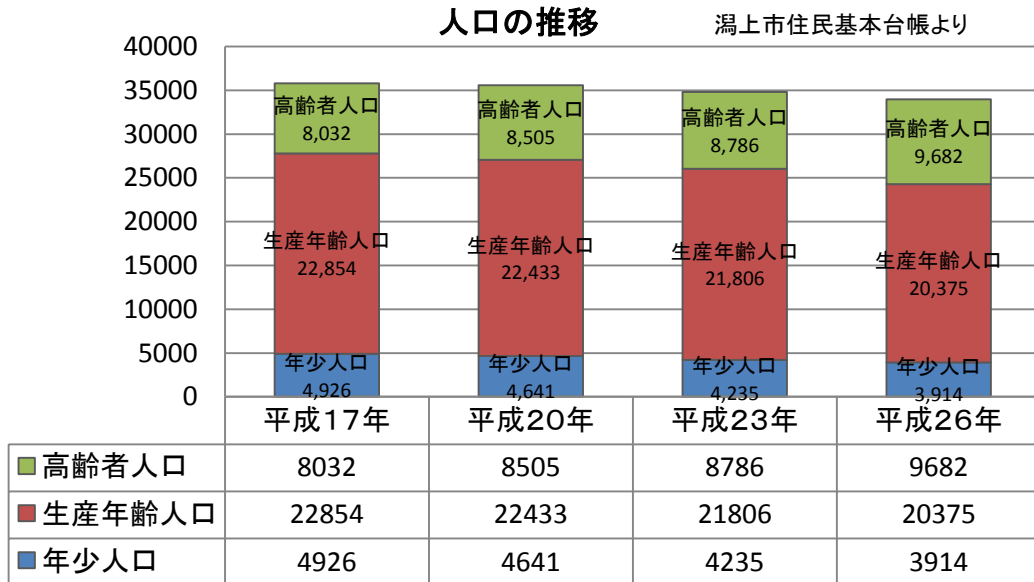
計画期間：3年を1期とする

障害者計画の中にある、障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

4 障がい者(児)の状況

①人口の推移

潟上市の人口は減少傾向で推移しており、人口構成をみると、生産年齢人口が年々減少、高齢者人口は年々増加の傾向にあり、高齢化の進行がうかがえます。



総人口	35,812人	35,579人	34,827人	33,971人
-----	---------	---------	---------	---------

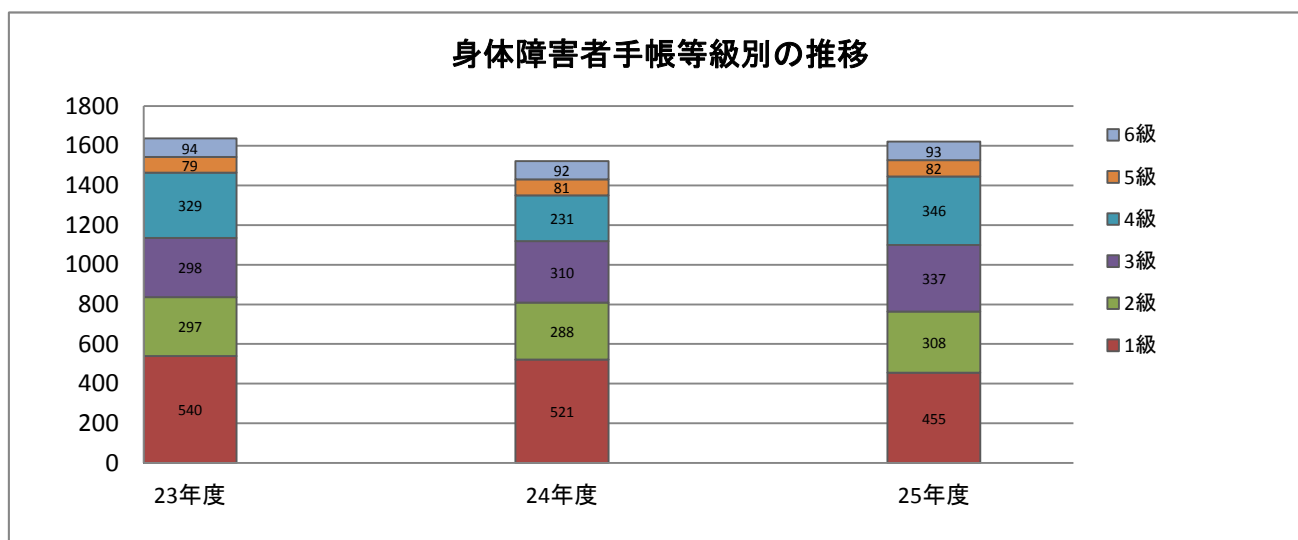
②身体障がい者(児)の状況

身体障がい者(児)は、1級所持者の減少が大きく、2～6級では横ばいから増加傾向にあります。また手帳所持者は、1級と2級でほぼ半数を占めており、60歳以上の所持者が全体の84.1%です。

身体障害者手帳所持者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	年代内訳(平成25年度)		
				0-17歳	18-59歳	60歳以上
1級	540	521	455 (28.1%)	5	67	383
2級	297	288	308 (19.0%)	8	44	256
3級	298	310	337 (20.8%)	6	46	285
4級	329	231	346 (21.3%)	2	47	297
5級	79	81	82 (5.1%)	1	18	63
6級	94	92	93 (5.7%)	1	13	79
計	1,637	1,613	1,621	23	235	1,363

身体障害者手帳等級別の推移

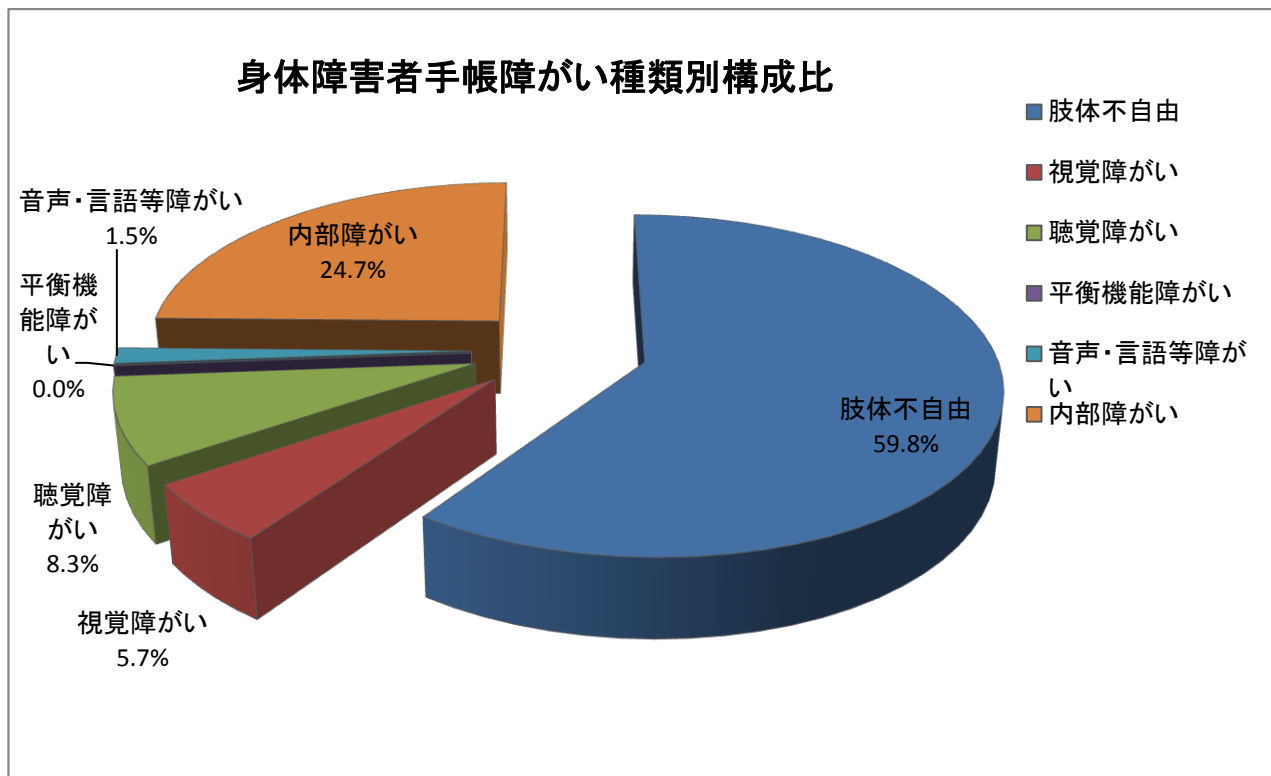


障がい種類別では、肢体不自由が969人で59.8%、次いで内部障がい401人で24.7%となっております。内部障がいの内訳では、心臓機能障がい264人と圧倒的に多く、次いでじん臓機能障がい60人です。

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移(平成26年3月現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
肢体不自由	142	238	230	265	62	32	969	59.8%
視覚障がい	19	32	7	9	20	6	93	5.7%
聴覚障がい	23	14	22	20	0	55	134	8.3%
平衡機能障がい	0	0	0	0	0		0	0
音声・言語等障がい	0	0	19	5			24	1.5%
内部障がい	271	24	59	47			401	24.7%
心臓機能障がい	215	24	21	4			264	
じん臓機能障がい	52	0	6	2			60	
呼吸器機能障がい	3	0	29	6			38	
膀胱直腸等障がい	0	0	3	34			37	
小腸機能障がい	0	0	0	1			1	
肝臓機能障がい	1	0	0	0			1	
計	455	308	337	346	82	93	1,621	

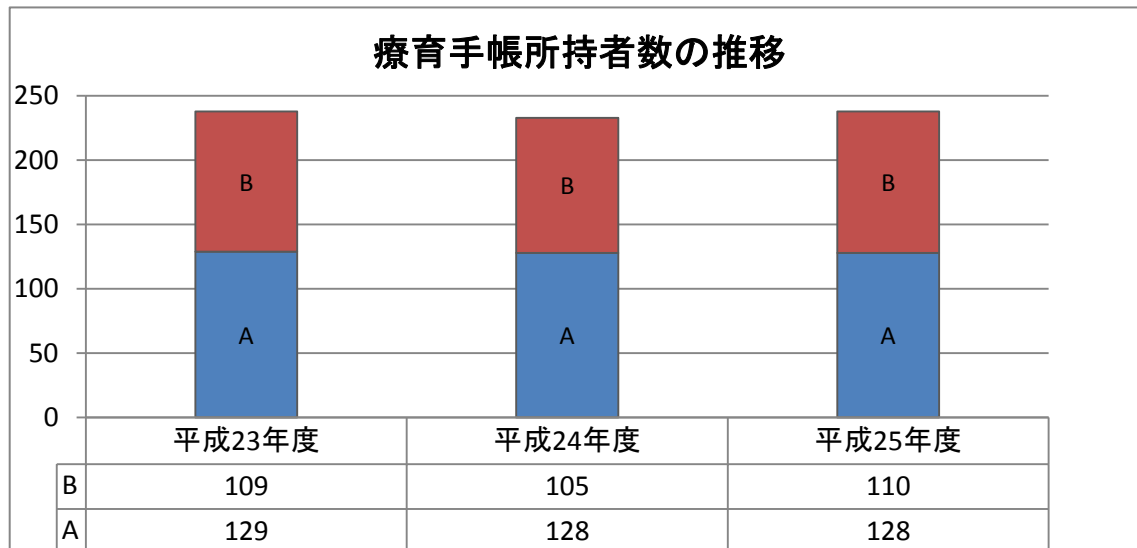
身体障害者手帳障がい種類別構成比



③知的障がい者(児)の状況

知的障がい者(児)へ交付される療育手帳の所持者数は平成23年度では238人、24年度では233人、平成25年度は238人と横ばいの状態にあります。また、療育手帳A(最重度・重度)は128人、療育手帳B(中度・軽度)は110人となっております。

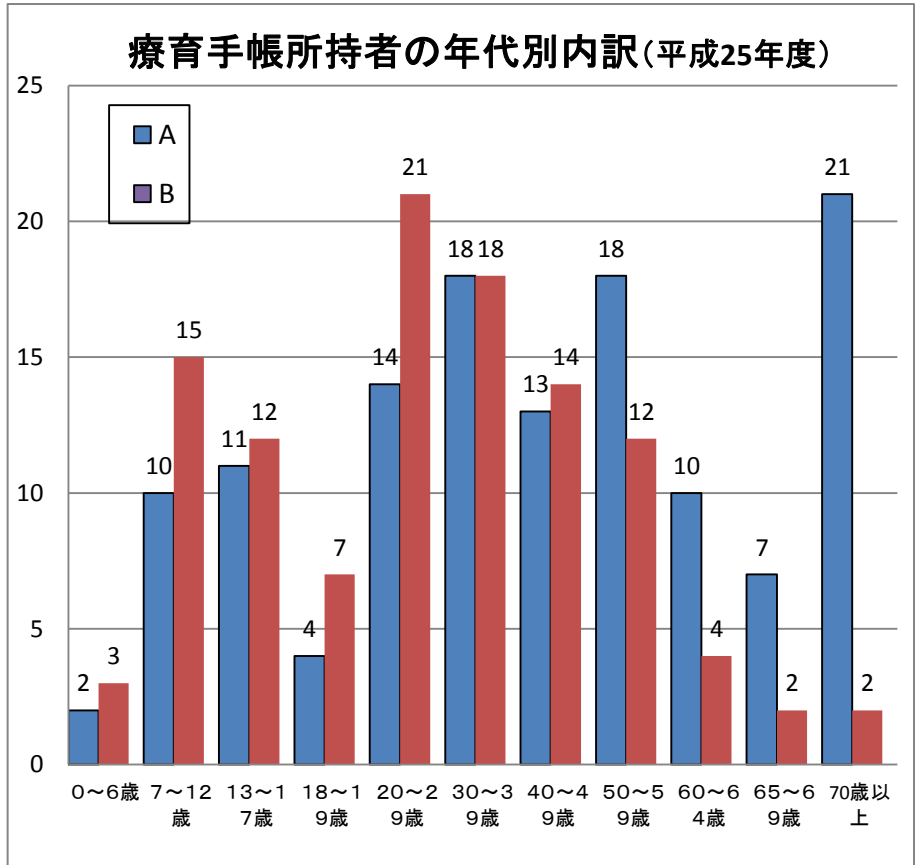
年代別では18歳未満が53人、18歳以上が185人となっており、内訳は以下のとおりとなっております。



年齢別療育手帳所持者(25年度)

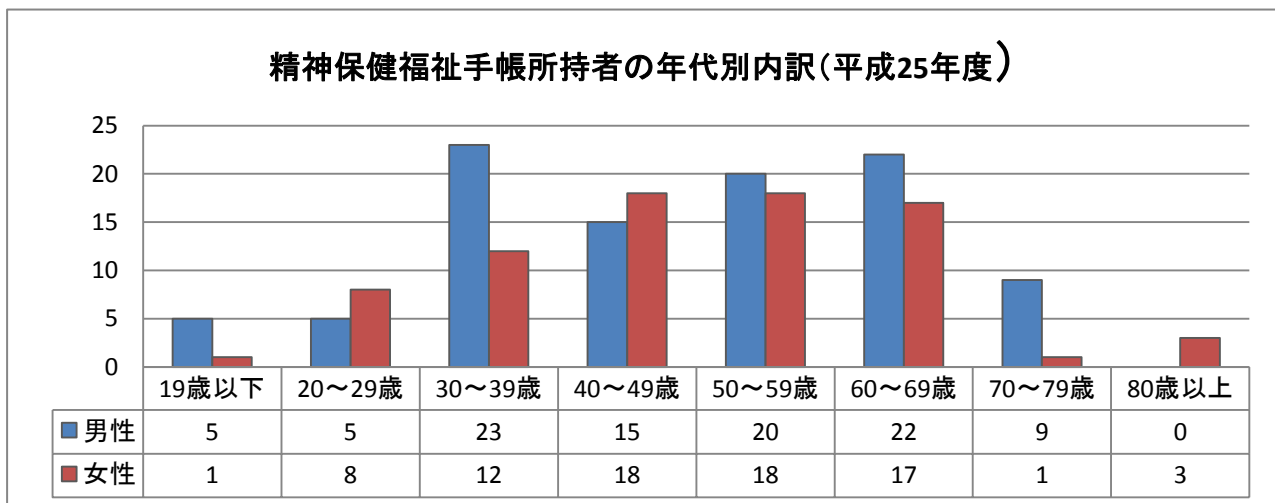
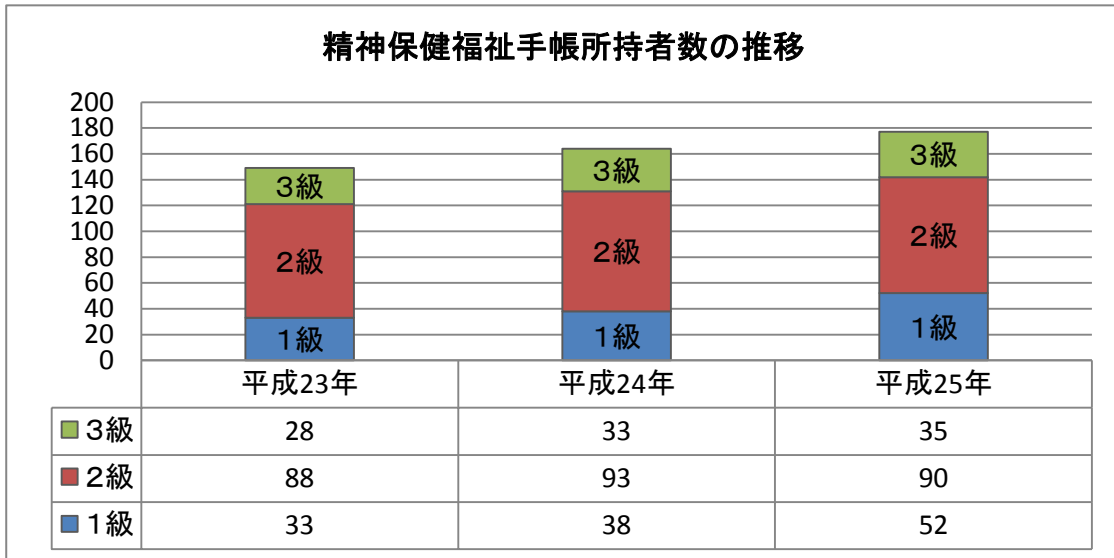
	障害等級		
	A	B	
0～6歳	2	3	5
7～12歳	10	15	25
13～17歳	11	12	23
18～19歳	4	7	11
20～29歳	14	21	35
30～39歳	18	18	36
40～49歳	13	14	27
50～59歳	18	12	30
60～64歳	10	4	14
65～69歳	7	2	9
70歳以上	21	2	23
計	128	110	238

療育手帳所持者の年代別内訳(平成25年度)



④精神障がい者(児)の状況

精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年度149人、平成24年度164人、平成25年度は177人で、障がい等級別では、1級が52人、2級が90人、3級が35人となっています。年代別では50歳未満が87人、50歳以上が90人で、内訳は以下の表になっております。



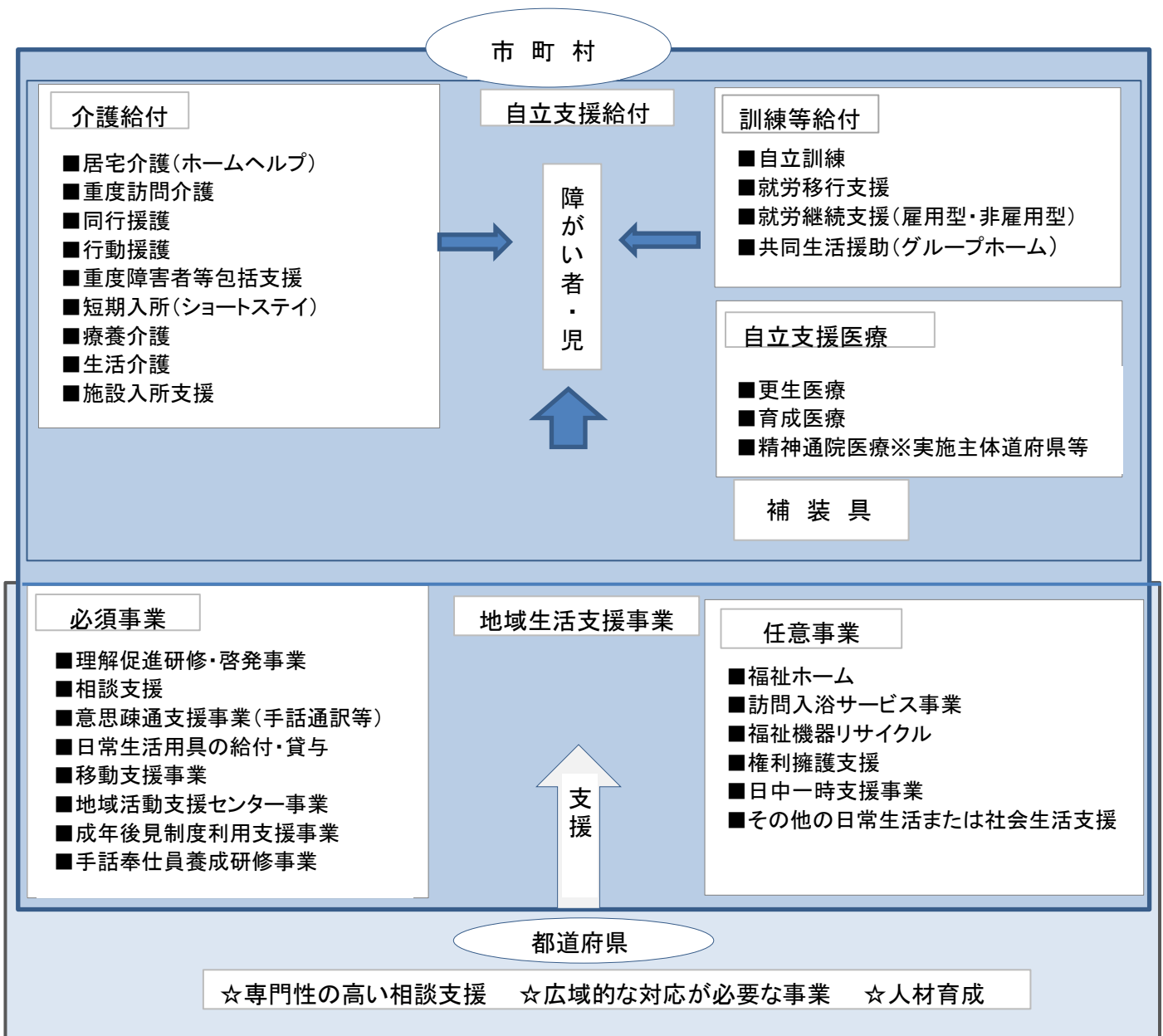
5 障害福祉サービス全体像・サービス体系

①全体像

これまでの障がい者保健福祉政策上の様々な課題を踏まえ、新たなしくみのもと障がい者の自立を支援するため、平成24年6月に「障害者総合支援法」が成立しました。この障害者総合支援法に基づく福祉サービス体系は下図のとおりです。

市町村が主体となって、障がい者の自立支援に必要な介護給付サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。障害福祉計画は、こうした障害福祉サービス等の確保を目的とした実施計画といえます。

障害者総合支援法による自立支援システムの全体像



②障がい福祉サービスの内容

■訪問系サービス ……在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスを提供します。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助をします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■日中系サービス ……入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短時間、施設へ入所できます。
訓練等給付	自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	就労継続支援(雇用型・非雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力のための訓練をします。

■居住系サービス ……入所施設等で住まいの場におけるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

■障害児通所支援 ……児童福祉法により、発達支援センター等に通所するサービスです。

障害児通所支援	児童発達支援	身体や知的、または精神に障がいのある児童が、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のため訓練等その他必要な支援を行います。 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象です。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療等を行います。 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児が対象です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

6 目標の実現に向けた施策の方向

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる人の数を設定します。

目標値の設定にあたっては、国の指針に基づいて平成25年度末時点の施設入所者の12%を地域生活に移行させるとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを目標値として算定します。

本市では、平成26年7月現在、施設入所者数は69人ですが、平成25年以降新規に施設入所した人はいません。入所者の地域移行の目標とともに、特別支援学校卒業生や障がい程度の変化等により新たに施設入所支援が必要な人もおり、情報提供や相談支援体制の充実により、個々の生活実態・介護実態に合わせたサービスの提供が必要です。

* 地域生活への移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム・公営住宅等の一般住宅へ移した人をいう。(家庭復帰を含む。)

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成26年厚生労働省告示第65号)を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期入院者の減少についての目標値を設定することになりました。精神障がい者の地域生活への移行については、県が策定する「医療計画」と合わせて実施する必要があります。このため潟上市では、県が示す計画をもとに精神障がい者の地域生活への移行を進めていきます。

下記は秋田県における精神障がい者の状況です。

秋田県における精神障がい者数は、平成26年3月末現在で25,190人で、人口万対比239.9人です。

(1)精神障がい者等の現況

(H26.3.31現在)

2次医療圏	人口 H25.10.1 人	精神障がい者数(注2)下段人口万対	内訳				病院数	病床数 指定病床数	人口万対 病床数	在院患者数	精神障害者保健福祉手帳所持者			
			措置入院患者数	医療保護入院患者	自立支援医療患者	その他					1級	2級	3級	合計
大館 鹿角	114,814	2,294 199.9	0	98	1,472	724	3	327 (15)	28.5	277	191	421	81	693
北秋田	36,885	801 217.2	0	32	490	279	2	184 (0)	49.9	106	68	121	25	214
能代 山本	85,870	1,451 169.0	0	73	874	504	2	270 (4)	31.4	230	129	259	53	441
秋田 周辺	408,647	10,322 252.6	0	1,045	4,470	4,807	10	1,870 (23)	45.8	1,710	591	1,216	375	2,182
由利 本荘 にかほ	108,411	2,769 255.5	0	234	1,196	1,339	2	402 (6)	37.1	374	135	237	47	419
大仙 仙北	134,010	3,183 237.6	0	312	1,321	1,550	4	495 (7)	36.9	436	176	387	89	652
横手	94,499	2,610 276.2	0	234	998	1,378	1	362 (5)	38.3	329	138	304	66	508
湯沢 雄勝	67,108	1,760 262.3	0	199	692	869	1	170 (3)	25.3	143	79	179	50	308
県計	1,050,244	25,190 239.9	0	2,227	11,513	11,450	25	4,080 (63)	38.8	3,605	1,507	3,124	786	5,417

(* 出典 : 平成26年度 障害福祉の概要 秋田県)

(注1)秋田県の人口と世帯(平成22年国勢調査基準)による * 県計は市郡計の値を使用

(注2)精神障がい者数 : 保健所実績報告による

(注3)在院患者数 : 精神科病院年度報による

* 秋田県における精神障がい者は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第20条、29条、33条、33条の4により入院している者、22条から26条の3による届け出により精神障害者と診断された者
法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
障害者総合支援法第58条の規定により自立支援医療の支給を受けている者

③ 障害者の地域生活の支援拠点等の整備

障がい者の地域生活支援拠点等については、平成29年度末までに秋田県が定める障害福祉圏域で、少なくとも1つ整備することが基本となりました。

地域生活支援拠点は、障がい者の高齢化や重度化また「親なき後」を見据えた課題に対応するため整備されるものです。障がい者からの多様な相談や地域移行支援の利用、親元からの自立、グループホームへの入所、その他関係機関との連携や体制の整備などの機能を持っています。

地域生活支援拠点については、拠点整備の他すでにある既存の施設や機関を利用し、機能を分担させて担わせる「面的な体制」の整備でもよいとされています。

潟上市では、「面的な体制」の整備を進め、今後も障がい者の地域生活を支援するため関係機関との連携を強化し、障がい者及びその家族が安心して生活できよう支援していきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の目標値を決めます。

目標値の設定にあたっては、国の指針に基づいて、平24年度の一般就労への移行実績の2倍以上にすることとされております。

潟上市においても今後県及び関係機関と連携しながら、福祉施設利用者の就労移行支援事業の利用者を増やししながら、一般就労への移行を目指していきます。

7 分野別方策と見込量

① 訪問系サービスの充実

サービス実績と方策

◆ 居宅介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

サービスの利用状況を見ると、年々時間数は増えてきており、平成26年7月の利用者は18人、448時間となっています。

居宅での生活を支援し、地域で自立した生活が送れるように、医療機関や地域の民生委員など関係機関との連携により支援していきます。

◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介外出時の移動中の介護等を総合的に提供します。

サービスの利用状況を見ると、平成26年7月での利用者はありませんが、今後利用者が護、でてくるものと思われます。

個々の生活実態や介護実態に合わせたサービス提供ができるように、事業者との調整を図ります。

◆ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に提供します。

平成26年度までは、サービスの利用実績はありません。

訪問系サービスの支給量と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
居宅介護	実人員	17人	15人	18人	
	支給量	449時間	417時間	448時間	
	見込量			570時間	550時間
重度訪問介護	実人員	0人	0人	0人	
	支給量		0時間	0時間	
	見込量			70時間	70時間
重度障害者 包括支援	支給量	0時間	0時間	0時間	
	見込量			240時間	240時間

居宅介護の障がい種別利用状況の推移

障がい種別	利用者数			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障がい者	13人	24人	20人	19人
知的障がい者	2人	2人	2人	1人
児童	2人	2人	1人	1人
精神障がい者	9人	7人	7人	7人
計	26人	26人	30人	28人

◆ 同行援護・行動援護

移動に著しい困難を有する場合、外出時において当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスの提供が始まりました。今後、利用者があるものと思われます。

同行援護の見込量

		平成26年	平成29年
同行援護	実績	0人	
	見込量	2人	2人
行動援護	実績	0人	
	見込量		2人

② 日中活動系サービスの充実

サービス実績と方策

日中活動系サービスは、施設入所者や在宅で暮らす障がい者の昼間の活動を支援するサービスで、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等の各サービスがあります。

◆ 生活介護

日中、障害者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害支援区分が3(施設入所は障害支援区分4)以上、または50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2(施設入所は障害支援区分3)以上の方となっています。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月では98人であり、通所による生活介護が31人、入所による生活介護が67人です。

生活介護の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
生活介護	支給量	97人	94人	98人	
	見込量			115人	120人

◆ 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供するもので、機能訓練と生活訓練があります。

訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス期間との連絡調整を通じて、地域生活への移行を支援します。

ア) 自立訓練(機能訓練)

機能訓練は身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等、身体機能の維持・回復などを行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月の利用者は0人で、見込量を下回っております。

自立訓練(機能訓練)の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
自立訓練 (機能訓練)	支給量	1人	1人	0人	
	見込量			3人	3人

イ) 自立訓練(生活訓練)

生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための支援などを行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月の利用者は2人で、見込量を下回っています。生活訓練施設ニコニコ寮やつくし苑を利用しています。

自立訓練(生活訓練)の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
自立訓練 (生活訓練)	支給量	2人	2人	2人	
	見込量			5人	5人

◆ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月の利用者は1人で、見込量よりは若干下回っています。就労支援センターこまち(五城目町)を利用しています。

就労移行支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
就労移行支援	支給量	2人	1人	1人	
	見込量			3人	5人

◆ 就労継続支援

一般企業等で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行うものであり、この事業には、A型(雇成型)とB型(非雇成型)の2つがあります。

ア) 就労継続支援A型

一般企業等で就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月の利用者は4人で、秋田ワークセンター、アクール、ちゃれんじ工房(いずれも秋田市)を利用しています。

就労継続支援A型の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
就労継続支援A型	支給量	3人	3人	4人	
	見込量			4人	10人

イ) 就労継続支援B型

年齢や体力の面で一般企業への就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成26年7月の利用者は60人で、見込量を下回っています。障がい種別では、身体障がい者5人、知的障がい者21人、精神障がい者34人が利用しています。南秋つくし苑やげんきハウス、クローバー等を利用しています。

就労継続支援B型の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
就労継続支援B型	支給量	55人	61人	60人	
	見込量			75人	95人

◆ 療養介護

医療の必要な障がい者で、かつ常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等を提供します。

平成26年7月の利用者は6人で見込量を若干上回っております。利用者の6人は、国立病院機構あきた病院に入所しています。

療養介護の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
療養介護	支給量	5人	5人	6人	
	見込量			5人	8人

◆ 短期入所

居家で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め食事や入浴、排せつ等の介護を提供します。

サービスの利用状況を見ると、平成26年7月の利用者は5人です。短期入所は、在宅での生活を維持するうえで、緊急時の際の利用として定着してきており、今後も必要性が増してくるサービスです。支給決定者は平成26年度で37人となっており、年々増加傾向にあります。

短期入所の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
短期入所	決定者	29人	37人	37人	
	実績	6人	6人	5人	
	見込量			10人	10人

③居住系サービスの充実

サービス実績と方策

居住系サービスは、入所施設等で夜間や休日、住まいの場におけるサービスを提供するもので、共同生活援助、施設入所支援等があります。

入所施設でのサービスは、サービス(日中活動)と夜間のサービス(居住支援)に分かれています。

また、平成26年度の見込量は、旧法障害者支援施設利用者や退院可能な精神障がい者が新体系後に移行したことを見込んでいます。さらに、国の指針により地域移行が推進され、グループホーム等の整備により、平成26年度末の施設入所者数は減ると見込んでいます。

◆ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。

グループホームとケアホームは平成26年4月の制度改正により、一元化されました。

利用対象者は、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障がい者であって、地域において日常生活上の援助を必要とする人です。

平成26年7月の利用者は33人で見込量を下回っています。障がい種別では身体障がい者1人、知的障がい者12人、精神障がい者20人です。

共同生活援助の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
共同生活援助	支給量	29人	32人	33人	
	見込量			37人	37人

◆ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護等を提供します。

主な利用対象者は、生活介護利用者のうち、障害支援区分が4(50歳以上は障害支援区分3)以上の方となっています。

平成26年7月の利用者は69人で見込量を上回っています。

施設入所支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
施設入所支援	支給量	76人	75人	69人	
	見込量			56人	60人

④ 相談支援の充実

サービス実績と方策

相談支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう地域の実情に合わせて支援する事業で、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業があります。

◆ 計画相談支援

障がい児(者)の自立した生活を支えるため、障がい児(者)の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、きめ細かく支援します。計画相談支援は、26年度中にすべての利用者に計画を作成することが義務づけられており、平成26年7月では173人分の計画書が作成されています。

計画相談支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
計画相談支援	支給量	0人	126人	173人	
	見込量				240人

◆ 地域移行支援

入所施設に入所している障がい者や精神病院に入院している精神障がい者に対して住居の確保やその他、地域の生活に移行するための相談や障害福祉サービス等の利用に向けて、関係する事業所等へ同行し障がい者を支援するものです。

潟上市においても地域移行を進めるため、今後関係機関と連携し取り組んでいきます。

◆ 地域定着支援

自宅で単身等で生活する障がい者で、地域生活を継続していくために常時連絡体制を確保することが必要な障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時訪問や緊急時対応等の各種支援を行うものです。

潟上市においても地域定着を進めるため、今後関係機関と連携し取り組んでいきます。

⑤ 地域生活支援の充実(障がいに関する事業)

地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に対応する事業です。

◎ 必須事業

- ア) 相談支援事業
- イ) 意思疎通支援事業
- ウ) 日常生活用具給付等事業
- エ) 移動支援事業
- オ) 地域活動支援センター機能強化事業
- カ) 理解促進研修・啓発事業
- キ) 成年後見制度利用支援事業
- ク) 手話奉仕員養成研修事業

◎ その他の事業(選択事業)

- サ) 福祉ホーム事業
- シ) 訪問入浴サービス事業
- ス) 更生訓練給付事業
- セ) 福祉機器リサイクル事業
- ソ) 日中一時支援事業
- タ) 自動車運転免許取得・改造助成事業

◎ 相談支援事業

障がい児・者とその保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための支援を行う事業です。

市では、身体・知的・精神・発達障がいの4障がいにおいて、生活全般についての相談や情報提供を行うために、相談支援専門員が設置されている指定相談支援事業所に委託します。

- ・ ほほえみ相談支援事業所(市社会福祉協議会)
 - 主として、身体障がい・知的障がい
- ・ 指定相談支援事業所クローバー(医療法人久盛会)
 - 主として、精神障がい
- ・ 大日寮指定相談支援事業所(社会福祉法人山本更生会)
 - 主として、知的障がい
- ・ 南秋つくし苑(社会福祉法人南秋福祉会)
 - 主として、知的障がい

平成24年度から実施された計画相談支援事業により、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かな相談が可能となりました。

また、今後とも専門的な相談に対応できる相談支援事業所を確保するとともに、市と相談支援事業所との連携を強化していきます。

相談支援事業の実績と見込量(委託事業所数)

		平成24年	平成25年	平成29年
相談支援事業所	実績	4力所	4力所	
	見込量			4力所

◎ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通を円滑に図る事業で、利用料は無料です。

平成25年度の手話通訳者等派遣延件数は91件で、実利用者は18人です。なお、障がい者の状態に応じて、要約筆記者の派遣も随時行っています。

意思疎通支援者の派遣については、秋田地域振興局や秋田県身体障害者協会、秋田県身体障害者福祉協会の協力を得て連携をとりながら実施していきます。また、手話通訳者の福祉事務所設置についても検討を進めていきます。

意思疎通支援事業の実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
手話通訳者派遣事業	実績	13人	17人	
	見込量			20人
手話通訳者設置事業	実績	0人	0人	
	見込量			2人

◎ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、障がいの部位や程度により日常生活支援用具を給付または貸与する事業です。利用者の負担は原則1割であり、所得に応じて月額の上限額が設定されています。

【介護・訓練支援用具】	特殊寝台、移動用リフト等
【自立生活支援用具】	入浴補助用具、頭部保護帽等
【在宅療養等支援用具】	透析液加湿器、電気式たん吸引器等
【情報・意思疎通支援用具】	携帯用会話補助装置、盲人用時計等
【排泄管理支援用具】	ストーマ装具、紙おむつ等
【住宅改修費】	居室生活動作補助用具

今後も障がいのある人に必要とする情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ適切に給付または貸与するよう努めます。

日常生活用具給付等事業の実績と見込量(年給付実人員)

		平成24年	平成25年	平成29年
日常生活用具給付等事業	実績	62人	61人	
	見込量			70人

◎ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

利用者は所得に応じて月額の上限額が設定されています。

平成25年度の利用実績はありませんでしたが、今後も移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人に適切にサービスを提供できるように努めます。

移動支援事業の実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
移動支援事業	実績	0人	0人	
	見込量			2人

◎ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の日中の活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図る事業です。

市では、主として精神障がい者を対象とした地域活動支援センターとして、「クローバー(秋田市飯島)」「NPOよつば(五城目町)」「NPO男鹿あゆみの会(男鹿市)」「花輪ふくし会(鹿角市)」の4カ所に委託しています。

平成26年7月は7人が各センターへ通所しており、地域において就労が困難な障がい者の交流の場となっています。今後も日中活動系のサービスの利用状況や、障がいのある人たちの日中の活動の状況を把握しながら、支援していきます。

地域活動支援センターの実績と見込量(委託事業所数)

		平成24年	平成25年	平成29年
地域活動支援センター	実績	4カ所	4カ所	
	見込量			5カ所

◎ 理解促進研修・啓発事業

障害をもつ方が、日常生活や社会生活を営むうえで生じる様々な生活のしづらさを減らすため、市民に対して、障がいをもつ方について理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

市では、研修会等様々な機会を通じて障がいをもつ方についての啓発事業を実施していきます。

◎ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある知的及び精神障がい者が、成年後見制度を利用することができるように体制を整え対象者の保護等を図ることを目的とした事業です。

平成24年度から必須事業となってまだ利用実績はありませんが、権利擁護の観点からも重要な事業であり、身寄りがいない場合や家族等がいる場合でも審判請求が期待できないケースが増えることが予想されることから、引続き実施していきます。

成年後見制度利用支援事業の実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
成年後見制度利用支援事業	実績	0人	0人	
	見込量			2人

◎手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業です。

市では、今後手話奉仕員養成研修を実施していきます。

◎福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住居を提供する事業です。

平成26年7月の利用者はいませんが、グループホームと並んで、施設入所者・長期入院者の地域生活への移行における住居として重要です。

◎ 訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者に対し、自宅に訪問して入浴サービスを提供する事業です。

市社会福祉協議会等に委託しており、平成26年7月の利用者は3人です。

訪問入浴サービスの実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
訪問入浴サービス	実績	2人	2人	
	見込量			4人

◎更生訓練費給付事業

就労移行支援事業者や自立訓練事業を利用している入所者や通所者を対象に、訓練や通所のための経費として支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

更生訓練給付の実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
更生訓練費給付事業	実績	0人	0人	
	見込量			2人

◎ 福祉機器リサイクル事業

不用になった車いすや特殊ベッドなどの福祉機器の寄贈を受け、修理したものを常時保管し、短時間利用を希望する在宅の障がい者等に貸与する事業です。市社会福祉協議会に委託しており、希望する障がい者に無料で貸与しています。

福祉機器リサイクル事業の実績と見込量(委託事業所数)

		平成24年	平成25年	平成29年
福祉機器リサイクル事業	実績	1カ所	1カ所	
	見込量			1カ所

◎日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および介護している家族が一時的に休息をとれるよう支援する事業です。また、特別支援学校に通学している障がい児の下校後の活動の場を確保するための従来の放課後支援事業も含まれています。

平成26年7月現在で申請者は45人中、利用者は13人で、放課後支援としては8人の児童が、玉の池荘とげんきハウスの2つの事業所を利用しています。

在宅の障がい児・者を介護している家族の一時的な休息を支援するためにも、継続して実施していきます。

日中一時支援事業の実績と見込量(実利用者数)

		平成24年	平成25年	平成29年
日中一時支援事業	実績	24人	21人	
	見込量			25人

◎ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許を取得した場合や、障がい者自ら使用する自動車の改造に要した経費の一部を助成し、就労や社会参加活動を支援する事業です。平成24年度の申請はありませんでしたが、平成25年度は1件あり、ひき続き予算措置をしていきます。(10万円を限度として助成しています。)

自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込量(年件数)

		平成24年	平成25年	平成29年
自動車免許取得・改造助成事業	実績	0件	1件	
	見込量			2件

⑥ 障がい児支援の強化

障がい児にとって身近な地域での支援を受けられるようにするため、児童福祉法等の改正により、通所・入所の利用形態の別により一元化され、通所系サービスの相談、利用手続きなどの支援を平成24年度から市町村で行うことになりました。

◆ 児童発達支援

療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障がい児対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、平成26年7月の利用者は12人で、見込量よりは若干下回っています。

本市利用者においては、秋田県医療療育センターとオリブ園を利用しています。

児童発達支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
児童発達支援	支給量	12人	13人	12人	
	見込量			13人	14人

◆ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障害児に対し、児童発達支援及び治療等を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、秋田県医療療育センターへ平成26年8月に利用者が1名となっています。

医療型児童発達支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
医療型児童発達支援	支給量	2人	2人	1人	
	見込量				2人

◆ 放課後等デイサービス

幼稚園及び大学を除く就学児に授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等必要な支援を行います。

サービスの利用状況を見ると、平成26年7月の利用者は5人で、オリブ園、憩音、ばんぼう(いずれも秋田市)を利用しております。

放課後等デイサービスの実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
放課後等 デイサービス	支給量	2人	1人	5人	
	見込量			6人	8人

◆ 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園等に通園・通学している障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

サービスの利用状況を見ると、秋田県医療療育センターで平成26年8月に利用者が1名となっています。

保育所等訪問支援の実績と見込量

		平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
保育所等訪問 支援	支給量	0人	0人	1人	
	見込量			2人	3人